

地域医療支援病院について

1 地域医療支援病院制度とは

地域医療支援病院制度は、平成9年12月の第3次医療法改正により創設。

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、ふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものである。

2 地域医療支援病院の開設者

国、都道府県、市町村、社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者[※]

※ 厚生労働大臣の定める者

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者（各種共済組合、健康保険組合、独立行政法人地域医療機能推進機構等）、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、エイズ拠点病院又は地域がん診療拠点病院である保険医療機関で地域における医療確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者

3 地域医療支援病院の要件について

地域医療支援病院設立に当たって必要な要件は、以下のとおり。

(1) 紹介患者に対する医療提供（医療法第4条第1項第1号）

次のいずれかの場合に該当すること。

ア) 地域医療支援病院紹介率が80%以上であること

イ) 地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40%以上であること

ウ) 地域医療支援病院紹介率が50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70%以上であること

■ 地域医療支援病院紹介率

$$\frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

* 「紹介患者の数」は、開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る。）

* 「初診患者の数」は、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（救急自動車により搬入された患者等を除く。）

■ 地域医療支援病院逆紹介率

$$\frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

* 「逆紹介患者の数」は、地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数

(2) 共同利用の実施（医療法第4条第1項第1号）

当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師等医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

- ・ 施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師に開放されていること。
- ・ 共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。
- ・ 当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度（以下、「利用医師等登録制度」という。）を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。
- ・ 利用医師等登録制度の実施に当たる担当者を定めていること。
- ・ 共同利用のための専用の病床として、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。

(3) 救急医療の提供（医療法第4条第1項第2号）

救急医療を提供する能力を有すること。

- ・ 24時間体制で重傷救急患者に対応できること。
- ・ 通常の当直体制以外に救急対応の医療従事者が確保されていること。
- ・ 重傷救急患者のために、優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。
- ・ 入院治療を必要とする重傷救急患者に必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。
- ・ 救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。
- ・ 次のいずれかの場合に該当すること。
 - 1) 次の算式で得られた数が、2以上であること。

$$\frac{\text{救急自動車により搬送された患者の数}}{\text{救急医療圏人口}} \times 1,000$$

- 2) 救急自動車により搬送された患者の数が、1,000以上であること。

*1)、2)ともに、「救急自動車により搬送された患者の数」は、申請を行う年度の前年度の数。

ただし、24時間体制で救急医療の体制を整え、医療計画において位置づけられた救急医療事業を行っている場合については、上記に該当していない場合であっても、一定の要件を満たす場合に限り、地域医療支援病院の承認を行うことができる。

(4) 地域の医療従事者に対する研修の実施（医療法第4条第1項第3号）

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

- ・ 必要な図書を整備していること。
 - ・ 定期的な研修（地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会）を行う体制が整備されていること。
 - ・ 研修プログラムを作成していること。
 - ・ 教育責任者及び研修委員会が設置されていること。
 - ・ 研修の実施に必要な施設及び設備を有していること。
 - ・ 年間12回以上（申請を行う年度の前年度の数）の研修を主催していること。
- なお、研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ、また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。

（5）病床規模（医療法第4条第1項第4号）

原則200床以上であること。（病床種別は問わない。）

（6）病院の法定施設（医療法第21条、医療法施行規則第20条及び第21条等）を備えている

各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設、分べん室及び新生児の入浴施設（産婦人科又は産科を有する病院）、機能訓練室（療養病床を有する病院）、消毒施設及び洗濯施設、談話室及び食堂並びに浴室（療養病床を有する病院）

（7）地域医療支援病院の法定施設等（医療法第22条、医療法施行規則第22条等）を備えている

集中治療室、診察に関する諸記録、病院の管理及び運営に関する諸記録、化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

4 地域医療支援病院名称使用承認の手続きについて

上記3の要件全てを満たしている病院について、知事（熊本市にあつては熊本市保健所長）が承認する。

承認をするに当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならない。

（医療法第4条第2項）